

8. その他 関係機関・窓口

東京都小平児童相談所

児童相談所は、子どもの健やかな成長を願って、共に考え、問題を解決していく専門相談機関で、児童福祉法に基づいて設置されています。

18歳未満の子どもに関することであれば、どなたでも相談できます。

- こんな相談をお受けしています（相談は無料）
しつけ、性格、行動、知的・身体発達、養育、非行、子ども達の悩み事、里親、虐待
- こんな援助を行っています
面接相談、施設入所、メンタルフレンドの派遣、愛の手帳の交付

- 相談方法（事前予約をおすすめします）

相談時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

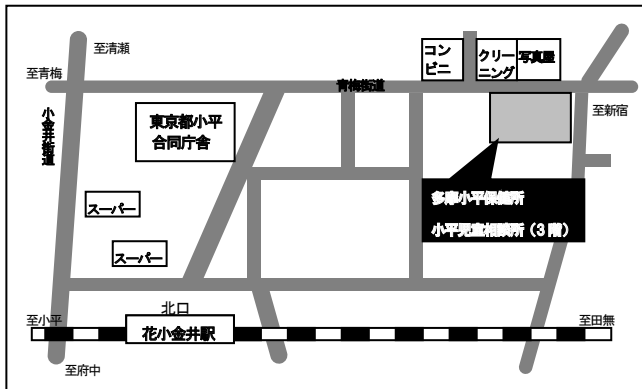
児童福祉司（ソーシャルワーカー）、児童心理司、医師などの専門スタッフが相談・援助にあたります（相談内容など秘密は厳守します）。

小平児童相談所 小平市花小金井1-31-24 3階 042-467-3711

東京都多摩小平保健所

重い障害などで長期療育を必要とするお子さんとそのご家族への相談などを行っています。

多摩小平保健所 小平市花小金井1-31-24 042-450-3111



問合せ先・相談窓口一覧

◆市役所の問合せ先

内容	担当部署名	電話番号	ページ
母と子の健康に関すること	健康課 保健係	042-438-4037	1～4
医療費助成、児童手当に関すること	子育て支援課 手当助成係	042-460-9840	5・6
お子さんの障害に関すること	障害福祉課	042-420-2805・2806	6
保育園などに関すること	保育課	042-460-9842	11～18
幼稚園などに関すること	子育て支援課 調整係	042-460-9841	19～22
学童クラブに関すること	児童青少年課	042-460-9843	25・26
教育相談に関すること	教育支援課 相談係	042-420-2829	27
就学相談に関すること	学務課 学務係	042-420-2837	27
就学援助費に関すること	学務課 学務係	042-420-2824	28

◆市が実施している相談（市報「無料相談」で実施日時などをお知らせしています）

内容	日時	問合せ先
子供家庭相談 （電話相談）	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 毎週土曜日 午前9時～正午、午後1時～4時	子ども家庭支援センター のどか 042-439-0081
ひとり親相談 （要予約）	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 （田無第二庁舎）	子育て支援課 手当助成係 042-460-9840
教育相談 （要予約）	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	教育支援課 相談係 042-420-2829 相談専用電話 042-420-2830
消費生活相談 （要予約）	毎週月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時	消費者センター 042-425-4040
女性相談 （要予約）	毎週月～金曜日 午前10時～午後4時 （木曜日は8時まで）	男女平等推進センター パリテ 042-439-0075

◆西東京市以外の各種情報提供・相談窓口

名称・TEL	内容	日時
TOKYO子育て情報サービス	・妊娠中や子育てに関する疑問 ・子どもにおこりやすい事故や ・応急手当に関する情報提供	365日 24時間 インターネットによる情報提供
子供の健康相談室（小児救急相談） 03-5285-8898 ※ブッシュ回線の固定電話・携帯電話 #8000	・小児救急相談 ・小児健康相談	月～金曜日：午後6時～翌朝8時 土・日・祝日、年末年始 ：午前8時～翌朝8時
東京都女性のための 健康ホットライン 03-5339-1155	思春期から更年期までの女性の からだと心の相談	月～金曜日（元日除く） 午前10時～午後4時
警視庁ヤング・テレホン・コーナー 03-3580-4970	非行やいじめなど、子ども自身や 保護者からの相談	365日 24時間
児童相談所全国共通ダイヤル 189	「児童虐待かも」と思ったときな どの通告・相談	365日 24時間

西東京市

子ども条例

を紹介します！



子ども条例は、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的としてつくられています。

また、子どもの育ちを支える人たちの役割や子どものために特に進めていきたい取組、子どもの悩み事・困り事を相談できる仕組みをつくること等が書かれています。

「子ども条例」の全文は
このQRコードから読めます。

※市ホームページ



【子どもにやさしい西東京を目指した取組】

- 虐待を防ぎます。
- いじめ等の子どもの権利を侵害する問題に対応します。
- 子どもの貧困を防ぎます。
- こころとからだの健康と安全な環境をつくります。
- 子どもが安心して遊んだり、学んだり、活動したりして過ごせる居場所づくりをします。
- 社会の一員として、子どもの考えや意見を大切にします。
- 子どもの権利について広め、みんながお互いを大切にできるようにします。

【子どもの育ちを支える人たちの役割】

条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割とそれぞれが連携・協働していくことを載せています。

また、保護者の皆さんをはじめ、子どもの育ちを支える人たちが役割を果たせるよう、お互いに支援されることが示されています。



※保育園、幼稚園、小・中学校、高校、児童養護施設、児童館・センター、学童クラブ等のこと

子どもはもちろん、
ママ・パパにも大切

【子育て・子育て と 子どもの権利条約】

子ども条例は、世界の約束事である子どもの権利条約[※]やその条約を理念とした児童福祉法等にしたがって定めています。

子どもの権利とは、子どもが生まれたときから当たり前に持っているもので、一人ひとりの子どもが人間として生きていくための要求や意思のことです。例えば、おなかがいっぱいならご飯を食べる、お母さんやお父さんに叩かれないで安心してさせるなど。

子どもにとって一番良いことを考えながら（これには、お母さん、お父さんが幸せであることも含まれると思います。）、みんなで子どもの育ちを見守り、支えていく西東京市を目指していきましょう。

※子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、1989年に国際連合でつくられ、子どもの権利の基本が定められています。日本では、1994年に批准され、2019年2月現在で196か国が締約しています。

<参考 Web サイト>

- ▶ 公益財団法人 日本ユニセフ協会 「子どもの権利条約」
https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_list.html
- ▶ 外務省 「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

【子どもの権利の侵害を救済する仕組み】

いじめや虐待などの子どもの権利侵害について相談を受け、救済につなげるために「西東京市子どもの権利擁護委員」（愛称：CPT）を設置し、その窓口として「子ども相談室 ほっとルーム」を開設しています。相談・調査専門員が来所や電話、メールによる相談を受け付けています。



相談受付 平日 午後2時～午後8時 土曜日 午前10時～午後4時
日曜・祝日・年末年始はお休み。会ってお話しもできます。
子どもに関するおとなの相談も受け付けます。

相談電話 フリーダイヤル クイック なやみなし
0120-9109-77

メール受付 メール相談はこちらのQRコードから送信できます。



小さい子どもと保護者が遊べるところ

地域子育て支援センター P. 13

保育園の中にあるから…

0か月～就学前のお子さんと保護者の方が利用できます。

- 専任の保育士や保育園の栄養士・看護師がいるのでいつでも相談ができます。
- 小さな赤ちゃんでも安心して遊べるお部屋があります。
- 子育てのヒントがたくさん見つかります。

詳細は、ホームページでもご覧になれます



他の子どもと一緒に遊べる！
保護者同士でおしゃべりできる！

子育てひろば P. 29

(のどかひろば・ピッコロひろば)

0～3歳の乳幼児と保護者が自由に遊べる交流広場です。

すべり台・ハイハイトンネル等の遊具があり、授乳室や食事室、幼児対応型トイレも設置されています。

児童館・児童センター P. 31

市内に11施設あります。

主に乳幼児～高校生年代(0歳～18歳未満)を対象とし、年齢の異なる子どもたちが一緒に遊び、さまざまな体験をしながら共に育っていくことを目的とした“地域の遊び場”ともいえます。

乳幼児向けの事業やそのほか子育て支援事業があります。

多摩六都科学館

0歳からのプラネタリウム

赤ちゃんと一緒に楽しむプラネタリウム

おもいやりプラネタリウム

障がいのある方や乳幼児をお連れの方のための投影回(内容は一般番組)

4月、8月を除く月一回開催

※詳細は、科学館HPをご覧ください。

